

なでか報

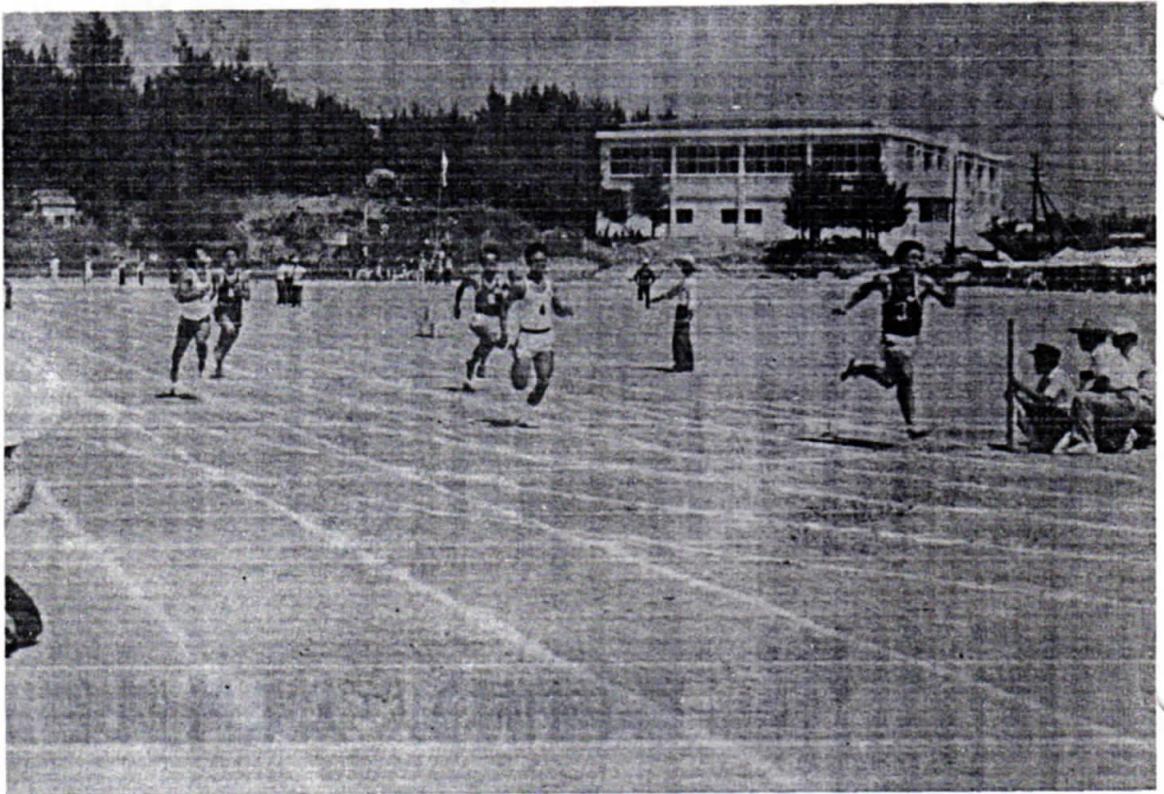
発行所

嘉手納村役場

電話 098976-2001・2628

編集

企画経済課 広報係



第26回嘉手納村陸上競技大会 (本文4頁)

10月の人口

	世帯数	男子	女子	計
東区	572	1,322	1,320	2,642
上区	474	976	1,074	2,050
中区	443	990	1,030	2,020
北区	531	1,132	1,138	2,270
南区	623	1,164	1,331	2,495
西区	642	1,398	1,362	2,760
小計	3,285	6,982	7,255	14,237
外人	33	33	26	59
計	3,318	7,015	7,281	14,296

嘉手納飛行場への消音機(サイレンサー)

設置要請折衝団を派遣

当村では、嘉手納航空基地から発する航空機の爆音公害について度々関係当局に対してその解消方を訴えてきておりますが復帰が実現した今日まで、またその具体的な解決策も示されないうまま現在に至っております。

村議会は、この現実をふまえて去る十月三日の第九回議会定例会において、この爆音禍の具体的な解決策の第一歩としてサイレンサー(消音装置)の設置について関係省庁へ折衝することを取り決め、「嘉手納飛行場への消音装置(サイレンサー)設置要請決議」を採択して折衝団(議員八名、村長、随行員一名)を派遣しました。

今回の折衝によって嘉手納村民が一日も早くこの爆音禍から解放され明るい村民生活ができるよう期待したいと思っております。

要請決議書は、次のとおり
嘉手納飛行場への消音装置(サイレンサー)設置要請

決議
国民の平穏な生活を営む権利は憲法の保障しているところである。

しかるに嘉手納村民は、過去二十八年間にわたって、極東最大の基地といわれる嘉手納飛行場から発生する各種公害によって極めて堪えがたい犠牲を強いられている。

なかんずく航空機の発着並びにエンジン調整からくる爆音公害は村民の日常生活環境を破壊し著しく健康を阻害している。ここにはも早憲法の保障する健康にして文化的な生活環境はなく、人間として生きる条件の限界にきている。本土の各基地においては既に爆音公害を除去するために消音装置(サイレンサー)が設置されているにもかかわらず、同一の国土の中で最も爆音公害の大きい嘉手納飛行場に消音装置がなく、嘉手納村民の目が多大な被害を受けるといふこ

とは全く納得できないところであり強い怒りを覚えるものであります。

よって嘉手納村議会は、国はその責任において嘉手納飛行場の爆音を庶断するための消音装置(サイレンサー)を設置し、一日も早く爆音公害を除去し、人間として最低限度の生活環境を保障していただくよう強く要請する。

上記決議する。
昭和四十八年十月三日
沖縄県嘉手納村議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛庁長官
防衛施設庁長官
沖縄県知事



「嘉手納村飼い犬条例」を制定

飼い犬の管理

は嚴重に

村では、去る六月定例議会において「嘉手納村飼い犬条例」が制定されました。これは「最近飼い犬による咬傷事故や、家畜、農作物の被害が頻発し、特に幼児及び郵便、新聞等の配達従事者の被害は著しいものがある。現在、飼い犬を取り締る法律がなく、現行の狂犬病予防法は狂犬病の予防及び蔓延の防止等に関する措置を規定しているに過ぎず、また軽犯罪法第一条第十二号では、対象となる犬の前提要件が害を加える性質のあることの明らかである場合のみが適用される規定でいづれも一般的に飼い犬の管理について規制することは不可能であ

- る。従って、これらの弊害を未然に防止するため、所有者等の心構えと遵守すべき事項を規定し、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、飼い犬が人畜、その他に害を加えることを防止し、もって村民生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、この条例を制定するものである」というのが主旨です。ではこの条例の主な条項を抜粋してみましよう。
- 第三条 飼い主は、飼い犬の性質、形態等に応じ、人畜、その他に害を加えるおそれのない状態で飼い犬をけい留しておかなければならない。(省略)
- 2 人畜、その他に害を加えるおそれのある飼い犬は、口輪を付けてこれを制御することができるときは、連れ出してはならない。
- 3 飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にし、ふん尿、その他の汚物を衛生的に処理し、昆虫等の発生を防止し、発生したら駆除すること

5

飼い犬を飼育している場所の出入口附近または他人の見やすい箇所に規則で定める様式により、飼い犬を飼育している旨を他人に明らかに見えるように表示すること。

第四条 飼い犬が人または家畜家禽等に害を加えたときは、飼い主は直ちにその旨を村長に届け出なければならない。

第五条 村長は、人畜に害を加えた犬の飼育者に対し、当該犬の殺処分又は性癖のきよ

正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができ。

第六条 村長は、必要があると認めるときは、野犬掃とうを行なうことができる。

第九条 村長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、当該職員をして飼い犬を飼育している場所その他関係のある場所に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができ

る。

以上のように飼い犬の管理面と村長のそれに対する措置などについて規定されており、そのほか野犬掃とうのための薬物の使用、罰則などがあります。

犬の飼い主がよくこの条例の主旨を御理解なされ、他人に被害を与えないよう、飼い犬の管理については厳重にしてもらい度いものです。

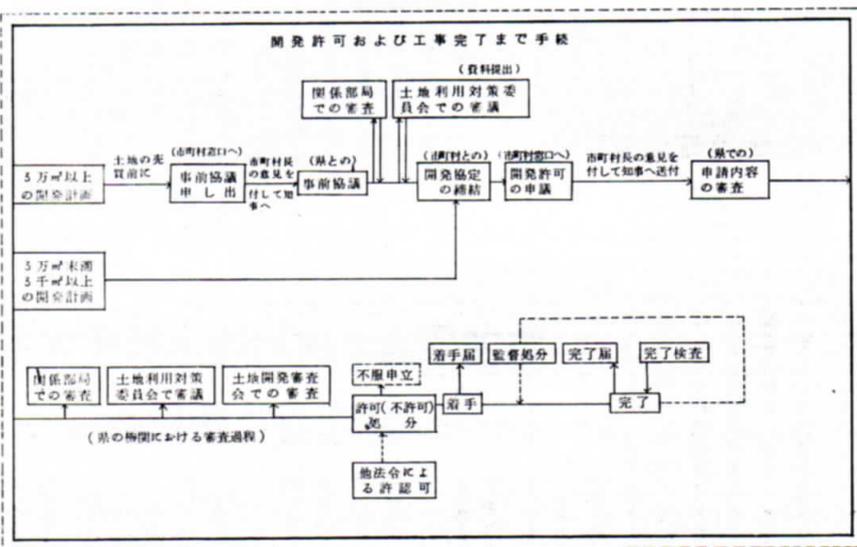
「沖縄県土保全条例」制定さる

乱開発と土地買占めの歯止め

県土の無秩序な開発を防止し県民福祉を図ろうという主旨で去る六月の県議会でも全県でも岡山県に次いで二番目に「県土保全条例」が制定され、十月一日から施行されますが、これは三千平方メートル以上の開発をしようとする者は、同条例で規制することにより「乱開発」と「土地買占め」の歯止めをしようとするものです。

まずと、この条例の目的としてまず第一条で「この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、地域における現在および将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては県土の秩序ある発展をはかるため、欠くことのできない条件であることにかんがみ、開発行為の許可基準その他開発の適正化に必要事項を定め、県土の無秩序な開発を防止し、もつ

て県民の福祉に寄与することを目的とする」とうたい、この目的を達成するために「三万平方メートル以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、当該土地の所有権その他土地を利用する権利を取得する契約の締結前に、当該土地の所在する市町村長の当該土地の開発についての意見を付して規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議しなければなら



らない」として、知事との事前協議制を第四条で義務付け、第六条で「三万平方メートル以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。：省略：」となっている。

いわゆる住宅建設、土地造成、埋め立てその他三万平方メートル以上の事業をする場合は、すべて知事の許可が必要だということです。知事に提出する書類として、三万平方メートル以上の開発事

業主は、前もって開発行為事前協議申請書のほか①開発計画の概要②開発予定区域の位置、区域および付近の状況を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地図を添付して知事に提出しなければならぬ。

また、三千平方メートル以上の開発事業主は、開発行為許可申請書のほか①開発区域の位置、区域および付近の状況を明らかにした地図②開発目的に係る施設の規模及び構造を明らかにした縮尺三千分の一以上の平面図立面図、断面図、構造図及び意匠配色図③資金計画書④施設の管理計画書⑤開発協定の写し、その他知事が必要と認める書類を添付して提出しなければならぬ。

知事は、開発許可を受けず、又は開発許可等の内容若しくは開発許可等に附した条件に適合しない工事を施行した場合は、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を命ずることができ、この命令に違反した者は、六ヶ月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処することができるようになっている。

この条例の制定によって一部資本家による土地買い占めとそれに伴う乱開発が防止されるものと期待がよせられております

中央公民館落成

祝賀会挙行

かねてから建築中でありました嘉手納村中央公民館の落成式並びに祝賀会が九月六日午後二時から同大ホールで挙行されました。

当日は、政府、県庁及び中部市村関係の来賓をはじめ村民多数

が会場いっぱい詰めかけ、近代的なすばらしい公民館の完成を祝いました。

式典は、経過報告、工事関係者への感謝状の贈呈及び村長、議長のお祝いのあいさつ、来賓祝辞などがあつて引続き祝賀会に移りました。

祝賀会は荘厳な琉球古典音楽の演奏や、各区婦人会のバライテイに富んだ出し物、琉球舞踊などがあつて賑わいましたが、村民が長い間こ



ういつた公民館の設置を待ち望んでいただけに集った村民はいつまでもその喜びに浸っており、とここでこの中央公民館は、一九七〇年六月に時の総理府総

務長官山中大臣が当村を視察なされたとき、基地被害に悩む村民の窮状を直接ご覧になり、国として何かやつてあげたいというこで、特に同大臣のお力添えにより、国からの援助金(一九一・四三九千円)、村負担(二七二千円)でもって昭和四十七年三月に工事着工、四十八年三月二十七日に工事完了、工期一か年を要して建設されたものです。

内部施設として妊産婦仮眠室・老人休養室・健康相談室・保育室・図書室・学習室・会議室・事務室(四)・調理室・大ホールなどが完備しており児童生徒の学習や読書に、又村民の健康の増進と社会教育の場として、お互い村民の教養を高め生活文化の振興に寄与するものとして大いに期待されます。



第26回嘉手納村陸上競技大会賑う

10種目に新記録

第二十六回嘉手納村陸上競技大会は九月三十日午前十時から嘉手納小、中学校グラウンドで挙行されました。今大会は「広く村民の間にスポーツを振興して、その普及発達とアマチュア

精神の昂揚をはかり、村民の健康を増進し生活を明朗にして村建設に寄与しようとするものである。」という主旨で開かれました。

当日は絶好のスポーツ日和に恵まれ、大ぜいの村民が詰めかけ、それぞれわがチームの選手に盛んな声援を送っており、大会は五十一種目に熱戦がくり

ひろげられ、各種目とも熱のこもった競争が展開され、選手も応援団の声援に応えまして十種目にそれぞれ新記録が生まれました。特に一般男子の円盤投げで中区の知花久則選手が従来の